

療養費支給申請書

(保険証不携帯・前の健保使用)

年 月 日提出

被 保 険 者 (請 求 者) が 記 入 す る と こ ろ	被保険者証 記号一番号	フリガナ		被保険者氏名 (署名) <small>請求書裏面、記入例を全て確認の上、請求します。</small>			
	所 属	部 室・工場 課 係					
	社内メール	〒	内線 又は外線	—	書記名	書記TEL	—
	被保険者住所	〒	—	TEL()	—		
	照会等の同意	私は、本療養費の支給に際し、貴保険組合が必要に応じ、担当医、装具会社、又は他の関係する保険者等に必要な情報を提示すること及び照会することに同意します。また、この請求書の写しも有効であることに同意します。					被保険者氏名(署名)
	療養を受けた 方の氏名			生年月日	S・H・R	年 月 日	続柄
	医療扶助該当 の有無	有 無	有の場合は、該当する制度に○を付けて下さい。 1. 子ども医療 2. 障害者医療 3. ひとり親医療		受診日	年 月 日 ()	
	傷病名				保険証を提示できなかった理由		
	発病又は負傷の原因 (外傷病名のみ)※	どこで			何をしていたらどうした		
	第三者行為又は業務上(通勤中も含む)による傷病ですか?	<input type="checkbox"/> はい ⇒申請前に健保組合までお問合せください <input type="checkbox"/> いいえ					
学校生活でのお怪我の場合、スポーツ共済に申請しますか?(該当者のみご回答ください)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ						
療養を受けた 医療機関	名 称					療養に要した費用(領収書金額)	
	所在地					円	
	医師名						
給付金振込先	振込先(被保険者名義) ※裏面の3項⑤をご確認下さい。						
	フリガナ			店番	口座番号		
	銀行・信金 信組・農協	店		預金種別	フリガナ		
	金融機関コード(健保記入)			普通・当座	口座名義人氏名		

申請する理由と必要書類

申請する理由	保険証不携帯による自費診療	前健保資格喪失後の返納金	提出前の最終チェック
必要書類 (書類の確認の際にご利用下さい)	①□領収書(原本) ②□レセプト(原本) ※病院に発行を依頼	①□加入前の健保へ 返金した際の領収証(原本) ②□レセプト(原本) ※加入前の健保へ発行を依頼	<input type="checkbox"/> 領収書は原本が添付してありますか <input type="checkbox"/> レセプトが添付してありますか ※決定通知書はD'sぼーたるへの掲載となります。 <input type="checkbox"/> D'sぼーたるは登録してありますか

保険証不携帯による自費診療・・・同月内に医療機関に保険証を提示すれば保険診療に切り替えていただける場合があります。
その場合、健保への申請は不要になりますので、一度医療機関に確認されることをお勧めします。

健康 保 険 組 合 使 用 欄	給付区分コード	111. 療養費 118. 海外療養費 201. 補装具 その他 ()				支給番号	500
	区 分	1. 本入 2. 本外 3. 六入 4. 六外 5. 家入 6. 家外 7. 高入一 8. 高外一 9. 高入7 0. 高外7					
	資格取得日	資格喪失日		支給期間	R	年 月 日から	
	家族番号	医療扶助	有 () ・ 無		R	年 月 日まで	日間
	診療実額	円	給付額合計	円	付加金・高額療養費	無・有・停止	
備考							

※ 外傷病名とは、骨折、捻挫、挫傷などで何らかの原因がある傷病です。
(特に原因が特定できないときは不詳とご記入下さい。)

室 長	検 討	担 当	受 付

<療養費とは>

やむを得ない事情で保険証を持たずに医師にかかったり、治療のために装具が必要になったときなどは、いったん全額を立て替え払いし、後で健保組合に申請します。

健保組合に認められると、「療養費（家族は第二家族療養費）」として払い戻しが受けられます。

よって、医師に装具の作製を薦められた場合でも、健保組合の判断により、療養費の給付対象とならないことがあります。

<注意事項>

1. 申請ができるとき

- ①旅行先・外出先等で突然発病又は負傷したが、保険証不携帯の為、自費で受診した場合。
- ②保険証が交付される前に発病又は負傷し、自費で受診した場合。

2. 締切日と支給日

- ①締切日は毎月10日（土・日・祝日の場合はその前日）です。（健康保険組合必着）
但し、毎年8月に限り（長期連休があるため）締切日を稼働日2日目に変更します。
- ②①の締切日までに健康保険組合に届いた分について、当月27日（土・日・祝日の場合はその前日）に健保登録口座へ振り込みます。手続上、入金までに2～3日要する場合がありますのでご了承下さい。
また、書類の不備や内容の調査等により支給を決定するまでに半年ほどかかる場合があります。
- ③請求の時効は2年です。2年以内に提出して下さい。（時効の起算日：治療用装具の費用を支払った日の翌日）

3. 申請書記入上の注意事項

- ①ボールペンで記入し（鉛筆書き不可）記入もれのないようにして下さい。
- ②書記名・書記内線欄は、本人の内線または外線がない場合、ご記入ください。
- ③病院で治療を受けた際に、窓口で個人負担分の一部または全部を支払っていない方は、医療扶助該当の有無欄の該当する制度に○を付けて下さい。
- ④スポーツ共済について・・・学校生活（授業・部活動・登下校中など）でのお怪我の場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に申請ができます。学校生活以外でのお怪我の場合は、回答は不要です。
- ⑤振込先について
・**健保登録口座がある事業所**は、原則、健保登録口座に振り込みますので、振込先は記入不要です。
※登録口座のある事業所一覧については、下記デンソー健康保険組合HPをご覧ください。
【健保の給付】→病気やけがをしたとき→●健保登録口座がある事業所一覧
https://www.denso-kenpo.or.jp/benefit_index/sick_list
上記以外の事業所の場合：表面の給付金振込先をご記入下さい。（健保給付金振り込みが2回目以降の方は記入不要）
※健保登録口座以外の振り込みは出来ません。
（請求書または申請書等により、健保からの給付金を受け取ったことがある方はその口座が登録口座となります）

4. 添付書類

- 保険証不携帯による自費診療： 病院分・・・領収書(原本)、レセプト（診療報酬明細書）(原本)
薬局分・・・領収書(原本)、レセプト（調剤報酬明細書）(原本)
【レセプト（診療報酬明細書）・・・「傷病名」、「診療内容」、「保険点数」が記載されている健保組合等宛での請求書
【レセプト（調剤報酬明細書）
※診療明細書・領収明細書・医療費明細書・保険調剤明細書は、添付書類の診療報酬明細書、調剤報酬明細書とは異なる書類になりますので、お手元がない場合は、病院や調剤薬局に発行依頼をして下さい。
- 前健保資格喪失後の返納金：加入前の健保へ返金した際の領収証(原本)、レセプト（診療報酬明細書）(原本)
※必要書類がお手元がない場合は、加入前の健保へ発行を依頼してください。

5. 個人情報保護について

- ①ご記入いただいた個人情報は、健康保険組合からのご案内及び保険給付等の支払いに使用する場合があります。
- ②個人情報保護に関しては、<https://www.denso-kenpo.or.jp/policy> をご覧下さい。

6. その他

- ①「こども医療」等の給付申請のため、領収書、証明書等が必要となる場合があります。提出前にコピーを取っておいて下さい。
- ②詳細についてはデンソー健康保険組合HP <https://www.denso-kenpo.or.jp> をご覧下さい。

7. 問い合わせ・書類送付先

デンソー健康保険組合 1室 給付G 〒448-0045 愛知県刈谷市新富町2丁目41番地（社内メール〒1130）
外線 TEL 0566-25-3122 FAX 0566-24-6301
内線 TEL 549-224 FAX 549-921 E-mail kenpo_kyufu@jp.denso.com